



2025/01/27 15:26 現在の情報です。

東京都江戸川区松江五丁目18番8号  
東部重工業株式会社

会社法人等番号	0117-01-005679	
商号	東部重工株式会社	
	東部重工業株式会社	昭和40年11月30日変更
本店	東京都江戸川区字喜田町280番地	
	東京都江戸川区松江五丁目18番8号	昭和52年4月26日変更
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	平成23年6月1日変更
		平成23年6月22日登記
会社成立の年月日	昭和40年11月2日	
目的	1 荷役、運搬機械の製造、設置並に販売 2 前号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	16万株	平成24年3月5日変更
		平成24年4月2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	平成24年4月9日変更
		平成24年4月11日登記
資本金の額	金5000万円	平成24年4月9日変更
		平成24年4月11日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。 平成23年6月1日変更 平成23年6月22日登記	
役員に関する事項	取締役 吉田牧男	令和2年3月19日重任
		令和2年3月24日登記
	取締役 吉田牧男	令和4年3月24日重任
		令和4年4月4日登記
		令和5年4月30日辞任
		令和5年5月1日登記
	取締役 吉田達男	令和2年3月19日重任
		令和2年3月24日登記
	取締役 吉田達男	令和4年3月24日重任
		令和4年4月4日登記
	取締役 吉田達男	令和6年3月21日重任
		令和6年4月23日登記
取締役 豊永健	令和2年3月19日重任	
	令和2年3月24日登記	
取締役 豊永健	令和4年3月24日重任	

	取締役 豊 永 健	令和 4 年 4 月 4 日登記 令和 6 年 3 月 2 1 日重任 令和 6 年 4 月 2 3 日登記
	取締役 高 橋 仁	令和 5 年 3 月 2 4 日就任 令和 5 年 3 月 2 9 日登記
	取締役 高 橋 仁	令和 6 年 3 月 2 1 日重任 令和 6 年 4 月 2 3 日登記
	東京都目黒区大岡山一丁目 2 9 番 4 号 代表取締役 豊 永 健	令和 2 年 3 月 1 9 日重任 令和 2 年 3 月 2 4 日登記
	東京都目黒区大岡山一丁目 2 9 番 4 号 代表取締役 豊 永 健	令和 4 年 3 月 2 4 日重任 令和 4 年 4 月 4 日登記
	東京都目黒区大岡山一丁目 2 9 番 4 号 代表取締役 豊 永 健	令和 6 年 3 月 2 1 日重任 令和 6 年 4 月 2 3 日登記
	東京都小平市学園東町三丁目 2 番 3 4 号 代表取締役 吉 田 達 男	令和 2 年 3 月 1 9 日重任 令和 2 年 3 月 2 4 日登記
	東京都小平市学園東町三丁目 2 番 3 4 号 代表取締役 吉 田 達 男	令和 4 年 3 月 2 4 日重任 令和 4 年 4 月 4 日登記 令和 5 年 3 月 2 4 日辞任 令和 5 年 3 月 2 9 日登記
	監査役 小 菅 章 太 郎	令和 1 年 8 月 2 6 日就任 令和 1 年 9 月 4 日登記 令和 4 年 3 月 2 4 日退任 令和 4 年 4 月 4 日登記
	監査役 小 柴 克 彦	令和 4 年 3 月 2 4 日就任 令和 4 年 4 月 4 日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	令和 1 年 8 月 2 6 日設定 令和 1 年 9 月 4 日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 令和 5 年 3 月 2 4 日設定 令和 5 年 3 月 2 9 日登記	
支 店	1 長崎県佐世保市干尺町 8 番 1	平成 2 3 年 2 月 1 日設置 平成 2 3 年 2 月 9 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記

登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 6月 8日移記
----------------	------------------------------------------

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。